

耐震補助を申し込む方にお知らせです！

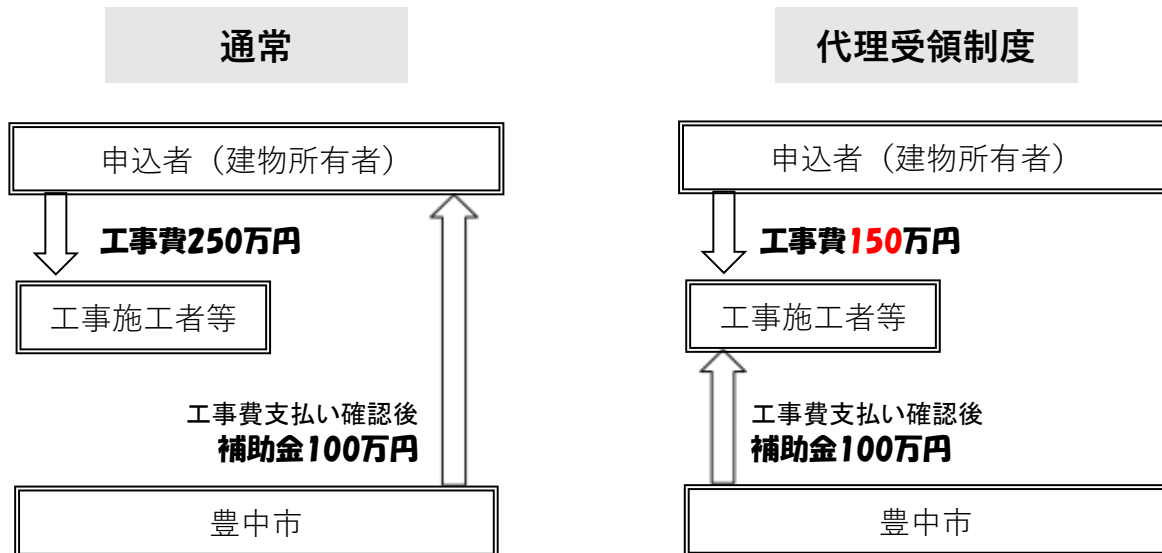


耐震診断補助、耐震設計補助、耐震改修補助に…

代理受領制度がご利用できます！

代理受領制度とは、．． 申込者との契約により耐震改修工事等を実施した工事施工者等が、申込者の委任を受けて補助金の受領を代理で行う事ができ、申込者の初期負担が軽減される制度です。

(例)



※木造住宅の耐震改修工事で、工事費250万円、補助金100万円の場合で例示してあります。
どちらを利用するかは、申込者の方と工事施工者等の契約によります。
代理受領者(工事施工者等)の方にとっては、補助金相当額の工事費等が支払われる時期が遅くなります。

○お問い合わせ
豊中市役所 第二庁舎5階
建築審査課 管理係
Tel:06-6858-2417



2024年4月1日